

令和5年釧路市市民環境部戸籍住民課窓口封筒について（仕様書）

市が発行した住民票、戸籍謄本などの各種証明書を市民が持ち帰る際に利用する窓口封筒を寄附してくださる企業や個人を募集します。

1 窓口封筒の仕様について

(1) 種類と数量

窓口封筒2種類の窓口での使用見込み数

- ① A4サイズ対応封筒 60,000枚
- ② A5サイズ対応封筒 20,000枚

※ただし、実際には無償提供期間内に市が請求した枚数分を納入すること。

※下記納入場所に設置するためのスタンドも合わせて提供すること。

（スタンドの数については市全体で18個）

(2) 使用期間

令和5年12月1日から令和6年11月30日までの1年間

(3) 納入時期

初回の納入期限は、令和5年11月30日(木)とする。以後、市からの依頼により随時納入すること。

(4) 納入場所

釧路市市民環境部戸籍住民課、各支所、各行政センター市民課

(5) 広告について

- ① 表面・裏面ともに複数の広告を掲載することも可
- ② 広告の範囲は封筒の表面の面積・裏面の面積のそれぞれ40%以下とすること
- ③ 掲載位置、サイズ、デザイン等は市と協議すること
- ④ 市の指定する事項を掲載すること

(6) 広告の内容の基準

次に該当する広告は掲載しないこと。

- ① 市の公共性及びその品位を損なうおそれがあるもの
- ② 法令の規定に違反するもの
- ③ 公の秩序又は善良の風俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- ④ 政治活動、宗教活動及び個人の宣伝にかかるもの
- ⑤ 市が推奨していると誤解されるおそれのあるもの
- ⑥ 非合法組織（暴力団等）又はその関連企業、あるいは前身が該当する企業のもの
- ⑦ 個人、団体等の意見広告を内容とするもの
- ⑧ 大げさな表現、根拠のない表現又は射幸心を著しくあおる表現を含むもの
- ⑨ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）

第2条に定める営業に該当するもの

- ⑩ 医療、医薬品、化粧品等の広告で、医療法(昭和23年法律第205号)薬事法(昭和35年法律第145号)、医薬品等適正広告基準等に抵触するもの
- ⑪ 消費者金融專業会社に関するもの
- ⑫ 商品先物取引又はこれに類するもの
- ⑬ 求人(職員募集)を主たる目的とした広告
- ⑭ 前各号に掲げるもののほか、広告として掲載することが適当でないとして市長が認めるもの

2 寄附の申込みについて

(1) 申込期間

令和5年7月18日～令和5年8月2日

(2) 申込方法

窓口封筒寄附申込書(様式1)を釧路市市民環境部戸籍住民課まで郵送または持参により提出する。

〒085-8505 釧路市黒金町8丁目2番地 釧路市役所防災庁舎2階
釧路市市民環境部戸籍住民課
電話 0154-23-5151(内)1231

(3) 申込資格

他都市で実績のあること。

次年度に寄附申込者が複数にならなかった場合、次年度も継続可能なこと。

(4) 寄附者の決定方法

寄附申込者が複数の場合は、抽選により寄附者を決定する。

(5) 抽選日時および場所

令和5年8月7日(月) 午前10時 釧路市役所防災庁舎2階 戸籍住民課

3 その他

- (1) 寄附希望者は、本仕様書及び「釧路市窓口封筒の設置及び寄附に関する要綱」を熟読の上応募してください。
- (2) 決定した寄附者は、寄附者決定の通知を受けた日から10日以内に市と窓口封筒の製作及び寄附についての覚書を交換してください。
- (3) 提出された書類等は返却しません。